

日 and 山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「日 and 山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～」の取り組みの普及・啓発を目的に作成した日 and 山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「ロゴマーク」とは、別図に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用目的)

第4条 ロゴマークは、使用者がこれを使用することにより、「日 and 山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～」の取り組みを積極的に推進する意思を表明するものであり、特定の商品及び企業又は団体の活動内容を保証するものではない。

(使用基準)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わずロゴマークを使用することができる。

- (1) 市の品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なう場合
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用する場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与える場合
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する場合
- (6) その他使用が不相当と思われる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の承認)

第7条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞、テレビ等の報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (2) 個人が営利目的ではなくブログ・SNS・名刺等で使用する場合
- (3) 「日と山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～」関連イベントとして実施する場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

(使用申請)

第8条 前条の承認を受けようとするものは、日と山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用内容がわかる書類
- (2) 企業概要等、申請者の活動内容がわかる書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(使用承認の決定)

第9条 市長は、前条の規定により、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定したときは、日と山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の使用の承認に当たって必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) 使用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) 提供されたデータは適正に管理すること。
- (5) 使用の承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(承認の取消等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、ロゴマークを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークを使用する者が、この規程に違反した場合
- (2) ロゴマークを使用する者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請内容に虚偽があることが判明した場合

- (4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、日和山浜魅力創出事業～ハマベリ
ング!!!～ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号）により、ロゴマークを使用する者
に対し通知するものとする。
 - 3 市長は、ロゴマークを使用する者に、ロゴマークの使用状況について報告させ、又は調
査することができるものとする。
 - 4 市は、使用承認の取り消しによりロゴマークを使用する者に生じた費用及び損害につ
いて一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第12条 市長は本規程によりロゴマークの使用の承認を行った事業に対し、その実施に
係る経費又は役務を一切負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第13条 市長は、ロゴマーク使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の
責任を負わない。
- 2 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークを使用した物品等の不備により第三者に損害
を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理するものとし
る。
 - 3 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に際して、市に損害を与えた場合は、
生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は、市長が別に
定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月18日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用申請書

年 月 日

新潟市長 様

日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用規程を遵守の上、ロゴマークを使用したいので、使用規程に定められた添付書類と共に次のとおり申請します。

- 1 申請者 住所
名称
代表者（職氏名）
担当者名・連絡先
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間

【添付書類】 下記書類を添えて、提出してください。

- （1）企画書等、ロゴマークの使用内容がわかる書類
- （2）企業概要等、申請者の活動内容がわかる書類
- （3）その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のあった日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用申請について、次のとおり承認（不承認）としたので通知します。

- 1 区分 承認 ・ 不承認
- 2 承認年月日及び承認番号 年 月 日 第 号
- 3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 使用条件
ロゴマークを使用する場合は、「日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用規程」を遵守すること。
- 5 不承認の理由

様式第3号（第11条関係）

日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付け第 号で承認した日如山浜魅力創出事業～ハマベリング!!!～ロゴマーク使用承認について、次の理由により承認を取り消したので通知します。

取消しの理由

別図

パターン 1



パターン 2



【使用基準】

- 1 画像中のマークと文字を一体として使用する。
- 2 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
- 3 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。(マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可)
- 4 色は、中央区イメージカラー※単色とする。ただし、やむを得ない場合は事前協議により色を変更し、使用することも可とする。

※中央区イメージカラー

色の名称：ウォーターフロントブルー

基本カラーデータ：DIC2597

C100 M70

R0 G56 B148

5PB 3/10